

令和8年2月8日執行

第51回衆議院議員総選挙

政見放送のご案内

令和8年1月



はじめに
このたびの衆議院議員総選挙にあたり、ご健闘を心からお祈り申
し上げます。

ご承知のように、衆議院議員総選挙では、地上波テレビ放送に
よる政見放送が実施されます。

選挙放送にあたって、tvkでは、「政見放送および経歴放送実施
規程」に基づき、実施細目を定め、公正かつ適正に実施し、民間
放送としての責務を果たしたいと考えております。

手続きや録画上のご注意などをまとめましたので、ご高覧くださ
るようお願い申し上げます。

令和8年1月

tvk政見放送実施本部

tvkでの政見放送の概要

(1) 政見放送の概要

衆議院小選挙区で政見放送を行うことができる候補者は、候補者届出政党だけです。候補者届出政党以外の政党の候補者や無所属の候補者は、小選挙区に立候補はできますが、政見放送はできません。

〈法第86条、第150条〉

候補者届出政党の要件は、次のいずれかに当てはまるものです。

- ① 国会議員を5人以上有すること。
- ② 直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であること。

○ 放送時間と放送回数

※ 1回の政見放送の時間は、9分以内です。

※ 政見放送の回数は、届出候補者の数により異なります。

届出候補者の数	tvk放送回数
1～2人	1回
3～5人	2回
6～8人	4回
9～11人	6回
12人以上	8回

○ 放送日時と放送の順序

政見放送の日時と順序は、県選挙管理委員会が「くじ」で決定して、tvkおよび候補者届出政党に通知します。

○ 放送範囲

県単位で行い、選挙区ごとの候補者個人の政見放送はありません。

○ 持ち込みと録画の種別

小選挙区の候補者届出政党は、自ら録画した「政見」を提出（「持ち込み」）することができます。

また、「政見」を提出しない場合は、tvkで録画を行うことができます。

〈実施規程第10条1項〉

(2) 政党が「政見」を提出（「持ち込み」）する場合

○ 「政見」を提出しようとする候補者届出政党は、次の事項を制作前に制作担当者（映像プロダクションなど）とご確認ください。

※政見放送の提出（「持ち込み」）に関する留意事項 (P.12)

※テレビ政見放送の政党提出メディアの技術基準 (P.13)

○ 政党が提出する「政見」は、留意事項と技術基準を満たしていれば、構成・演出などは自由です。留意事項と技術基準を詳しくお読みください。

〈いわゆる「わたり」に関する参考図表〉 留意事項の2に関連

比例名簿届出政党	小選挙区候補者届出政党	小選挙区候補者
A党		ア(A党届出)
B党		イ(A党所属)
C党		ウ(B党届出)
D党		エ(B党所属)
E党		オ(無所属)

A
党

※矢印がついている政党や候補者については、政見放送の中で触れることができます。矢印のついていない場合には、触れることができません。

※ A党は候補者届出政党です。

※ A党は、小選挙区の政見放送の中で、比例代表の自党を含むあらゆる政党および小選挙区に自らが届け出た候補者に有権者の支持を訴える放送をすることができます。しかし、A党が小選挙区の候補者として選管に届け出た候補者以外の候補者については、たとえ推薦候補であっても投票を呼びかけたりすることはできません。

○ 提出する「政見」の数

基本的には1つの放送局につき1種類ですが、放送回数が2回以上である場合は、

2種類の「政見」が提出できます。

提出するメディアは、それぞれ予備を含めて、合わせて2本ずつ提出してください。

○ 受付日時

受付日時は次のとおりです。

1月24日(土)～25日(日)は、受付を行いません。

公示日前の受付日時	1月22日(木)～26日(月) 午前10時～午後4時
公示日の受付時間	1月27日(火) 午前8時30分～午後5時

○ 受付場所

tvk本社

MBCビル4階で、報道部宛てに「政見放送の件です」とお申し出ください。

住所 横浜市中区太田町 2-23 MBCビル4階

電話 045-651-1182 報道部直通

FAX 045-641-1911

公示日前に申し込みをされる場合は、必ず前日までにtvk報道部まで
ご連絡いただき、時間の調整をお願いします。

担当者 柳田

○ 申し込み方法

※代表者または政見放送担当責任者、もしくはその代理人は、制作したプロダクションなどの技術担当者と一緒に来局し、自らが制作した「政見」メディアと、「政見放送申込書」を提出してください。代理人の場合は「代理人証明書」が必要です。

※公示日前に「政見」を提出する場合には、「(候補者届出政党の使用名称等の)確約書」、「供託書正本の写し」をご持参ください。

※「政見」の提出の際には、tvk側と一緒に試写を行い、「政見放送提出ディスク確認シート」を記入していただきます。

※政見放送を提出する方には、当該候補者届出政党の政見放送について、一切の責任を負っていただきます。

※一度提出いただいた「政見」は、内容の変更はできませんのでご注意ください。

※政見放送の申し込みと同時に「政見」の提出をされない場合には、先に政見放送の申し込み手続きを行うこともできます。なお、政見放送の申し込み手続きのみを行う場合の期間・時間・場所は、「政見」の提出の期間・時間・場所と同じです。

○ 政見の日時・順序など

政見放送の放送日時は、県選管が政見放送の申し込み締め切り後に「くじ」により決定し、放送局と候補者届出政党に通知します。

「Aディスク」「Bディスク」の2種類の政見を提出した場合は、公示日翌日の正午までに、「各ディスクの放送日時の指定の通知書」をtvkへ提出してください。

(3)tvkで録画を行う場合

○受付日時

受付日時	1月22日(木)～23日(金) 午前10時～午後4時
------	-------------------------------

○受付場所

tvk本社

MBCビル4階で、報道部宛てに「政見放送の件です」とお申し出ください。

住所 横浜市中区太田町 2-23 MBCビル4階

電話 045-651-1182 報道部直通

FAX 045-641-1911

申し込みをされる場合は、必ず前日までにtvk報道部までご連絡いただき、
時間の調整をお願いします。

担当者 柳田

○収録日時

収録日時	1月24日(土)、25日(日) 午前10時～午後4時
------	-------------------------------

収録に要する時間は、1回につきおよそ1時間15分です。

収録時刻は、申し込み順で希望を受け付けます。

○ 申し込み手続き

申し込みする方は、候補者届出政党の代表者、または政見放送担当責任者、もしくはその代理人です。

申し込みをする方は、当該候補者届出政党の政見放送について、申し込み・収録など一切の責任を負っていただきます。

代理人の場合は「代理人証明書」を提出してください。

申し込みの際に用意していただくものは次の通りです。

※ 公示日前の場合

- ①「政見放送申込書」
- ②「ディスク録画方式届」「添付書類」(録画の場合のみ)
- ③「(候補者届出政党の使用名称等の)確約書」
- ④「代理人証明書」(必要な場合のみ)
- ⑤供託書正本の写し
- ⑥政見(「持ち込み」の場合は1種類につき2本提出)

※ 公示日の場合

- ①「政見放送申込書」
- ②「ディスク録画方式届」、「添付書類」(録画の場合のみ)
- ③「代理人証明書」(必要な場合のみ)
- ④政見(「持ち込み」の場合は1種類につき2本提出)

※ 「政見放送申込書」には政見放送で表示する候補者届出政党の名称や収録方式などを記入し、「ディスク録画方式届」には収録する際の細目等を記入します。字幕で届出候補者を紹介する場合などには、「添付書類」に所要事項をご記入ください。

※代理人が申し込み手続きをするときは、「政見放送申込書」「ディスク録画方式届」「添付書類」に記入するすべての事項について、あらかじめ代表者または政見放送担当責任者の了承を得ていただき、収録日時も同意を得ておいてください。

※政見放送の申し込みを行った後、正当な理由なしに、記載内容の変更は一切できませんのでご注意ください。

※所定の書面を提出していただき、記載内容を確認したあと、申し込み順に政党のご希望を考慮して、録画の日時を決定し「政見放送録画日程決定票」を発行します。収録のため来局される時にお持ちください。

※一度決定した録画日時は変更できませんのでご注意ください。

※申し込み期日までに政見放送の申し込みをしなかった候補者届出政党は政見放送をすることはできません。〈実施規程第5条8項〉また政見放送の録画時刻が決定したあとで正当な理由なしに、定められた収録の時刻・場所に出向かなかった候補者届出政党も政見放送ができませんので、ご注意ください。〈実施規程第7条6項〉

○「政見」の録画回数

候補者届出政党が放送局で収録する場合には、届出候補者の数によって録画の回数が2段階になります。2回収録する候補者届出政党は、政見放送を申し込む際「Aディスク」「Bディスク」を区別し、それぞれの録画の方式を記入してください。

2回収録できる政党は、届出候補者数が9人以上で、その放送局での放送回数が2回以上の場合に限られます。

○録画の方式

※収録は次の2つの方式の中から、候補者届出政党の責任で選んでいただけます。

①「単独方式」

1人で着席したまま。出席者は届出候補者でなくともかまいません。

②「対談方式」

2人で着席したまま。出席者は届出候補者でなくともかまいません。

③「複数方式」

1人の司会者の進行で、届出候補者が1人ずつ、順次登場して話します。司会者は届出候補者でなくともかまいません。

※使用するカメラは、いずれの方式でも1台です。

※単独方式および対談方式の場合には、希望により届出候補者を「字幕」で紹介することができます。その際は「添付書類」に記入していただいた順位に従って、1枚に3人(端数ある場合は2名以内)1枚30秒(2人の場合は20秒、1名の場合は10秒)ごとに順次「字幕」の画面を切り替えます。最初の「字幕」を画面に出す際は、出席者からの合図で行います。「字幕」の切り替えは連続して行い、「字幕」を2回以上に分けて放送することはできません。

※録画に必要な時間は打ち合わせ・メイクで30分、スタジオでの収録時間はリハーサルを含み1回45分以内です。来局指定時刻から1時間15分が必要となります。

※収録はリハーサル1回、本番1回で、収録した後内容の変更はできません。

※服装は通常でかまいませんが、細かい模様は画面がちらちらして見にくくなりますので、避けた方が無難です。

※鉢巻き・腕章・たすきや特別に意図したアクセサリーなどは使用できません。

※収録の際は、放送原稿以外の図表や写真、絵それに楽器などの一切の用具は使用することができません。〈実施規程第 8 条 5 項〉

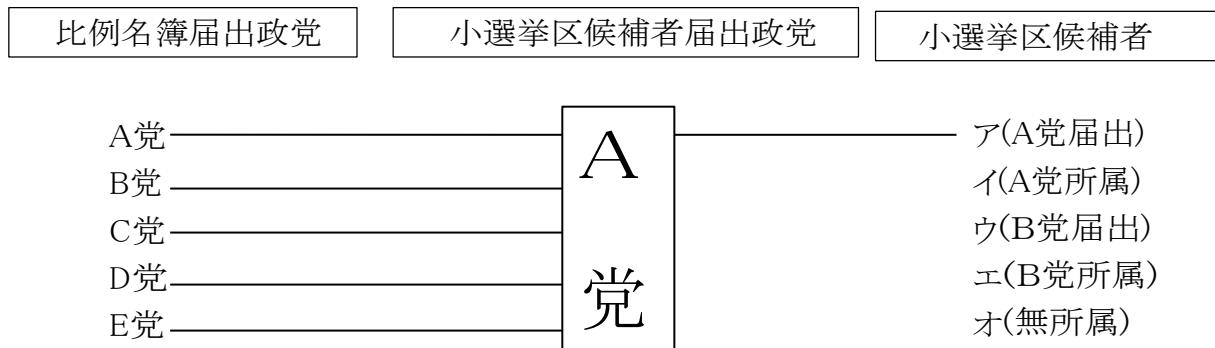
なお、政見放送の内容について「(候補者届出政党は)その責任を自覚し、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷付け、もしくは善良な風俗を害しましたは特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない」と公職選挙法第 150 条の 2 に定められています。また同法 151 条の 5 では「何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備(中略)を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない」と規定し、他人のための選挙運動を禁止しています。

※ 『わたり』についての注意事項

放送の中で、小選挙区の自党の運動だけでなく、比例代表については、自党を含む各政党の運動することができます。

一方、小選挙区の他の政党の候補者や無所属の候補者、また、党籍証明を出しただけで自党の候補者として届出を行わなかった候補者に投票を呼び掛けたりすることはできません。

《いわゆる『わたり』に関する参考図表》 留意事項の 2 に関連



※矢印がついている政党や候補者については、政見放送の中で触れることができます。矢印のついていない場合には触れることができません。

※A党は候補者届出政党です。

※A党は、小選挙区の政見放送の中で、比例代表の自党を含むあらゆる政党および小選挙区に自らが届け出た候補者に有権者の支持を訴える放送をすることができます。しかし、A党が小選挙区の候補者として選管に届け出た候補者以外の候補者については、たとえ推薦候補であっても投票を呼びかけたりすることはできません。

○ 音声機能等に障害のある出席者の政見放送

- ※ 音声機能もしくは言語機能に障害のある政見放送出席者については、受付の際に録画用原稿を提出していただき、その原稿を放送局で前もってテープに録音し、政見放送の収録の際に使用する特別措置が認められています。この措置の対象となるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳に音声機能もしくは言語機能に障害(3級もしくは4級等)があると記載されている人、あるいはそれと同程度の障害があると都道府県知事または政令指定都市または中核市の長が書面で証明した人で、病気などで一時的に口がきけない人は対象となりません。
- ※この措置の適用を受けようとする政見放送の出席者は、申し込みの際に身体障害者手帳または戦傷病者手帳等の障害の程度を証明する書面を提示することになります。またその政党が発行した「出席証明書」を添付して「録音物使用申請書」と「録音用原稿」の提出が義務付けられています。
- ※録音用原稿の字数は、2500字以内です。〈実施規程第9条6項〉
- ※文字は楷書で、固有名詞等にはふりがなを付けてください。

○ 放送日時・順序など

政見放送の放送日時は、県選管が政見放送の申し込み締め切り後に「くじ」により決定し、放送局および候補者届出政党に通知します。

「Aディスク」「Bディスク」の2種類の政見を録画する候補者届出政党は、公示日の翌日の正午までに、それぞれの放送日時を指定した通知書をtvkまで提出してください。

衆議院小選挙区

政見放送の提出（「持ち込み」）に関する留意事項

tvk

貴政党が、自ら制作した政見をtvkに提出する場合には、以下の点に十分留意し、確実に処理した上で提出してください。

1. 公職選挙法では、候補者届出政党は、政見放送を行う際には、その責任を自覚し他人や他の政党などの名誉を傷付けたり、善良な風俗を害したり、または特定の商品の広告やその他の営業に関する宣伝をするなど、いやしくも政見放送の品位を損なう言動をしてはならないと規定しています。
法律に従って品位を保った政見を制作してください。
2. 公職選挙法では、候補者届出政党が行う小選挙区の政見放送では、その政党が選挙管理委員会に届け出た候補者以外の候補者に触れた放送はできないことになっています。たとえ貴政党が、推薦していても、他の政党の候補者や無所属の候補者に対する応援などは、政見放送の中ではできない規定になっていますのでご注意ください。
3. 総務省が定める政見放送の実施規程では、政党が自ら制作する政見放送の録音録画にあたっては、著作権法に規定する著作者人格権、それに著作隣接権を侵害するものであってはならないと規定しています。著作権などの処理は確実に行ってください。
4. 実施規定では、政党が自ら制作する政見は、その政見を放送する放送局が定める技術基準を満たさなければならないと規定しています。提出される政見は、tvkが定める技術基準を十分に参照して制作してください。また、政見は1種類につき予備を含めて2本提出してください。
5. 政見のVTRのパッケージと記録ディスク本体には、候補者届出政党名と「Aディスク」「Bディスク」の別を明記してください。
6. 制作した政見は1月27日（火）午後5時までにtvkに提出してください。
7. 政見放送中でも必要があれば地震情報や気象情報を画面上部に字幕で出すことがありますのでご注意ください。

衆議院小選挙区

テレビ政見放送の政党提出メディアの技術基準

tvk

1. メディア

種類 XDCAM プロフェッショナルディスクメディア

2. 収録フォーマット

(1) 下図「提出するディスクの収録フォーマット」と「収録フレーム」に従って記録する。

(2) 基準信号

映像: ARIBマルチフォーマット・カラーバー (ARIB STD-B28準拠)

またはこれに代わる信号。100%白、0%黒の部分があること。

音声: 1kHz 0VU (-18dBFS もしくは -20dBFS)。

1・2 チャンネルに同一信号を記録する。

(3) 表示パターンには、「都道府県名・党名」、「内容時間(9分以内)」、2種類のメディアを提出する

ときは「Aディスク」、「Bディスク」の区別を表示する。

(4) 放送開始点は、表示パターン終了から 5 秒後とする。表示パターンから放送開始点までの

5 秒間は、放送内容の冒頭映像を記録する。また、放送終了点後約 15 秒間は、放送内容の最終映像を記録する。

3. 収録レベル等

(1) 映像: 輝度信号は、最大値が 108%を越えないこと、最小値が 0%を下回らないこと。

セットアップは 0%とする。

(2) 音声: スピーカーは -2VU のレベルに調整する。

ただし、音声基準信号 0VU (-18dBFS もしくは -20dBFS) に対するレベルであり、
-2VU のレベルとは、しばしば表れる VU 計の振れの最大値が -2VU の範囲に収まっていることである。

- ・モノラル (1CH = 主音声、2CH = 1CHと同じ音声)
- ・収録内容の平均ラウドネス値を測定し、明示すること。
- ・平均ラウドネス値は次の範囲内とする。-24.0 ± 1LKFS。
 - ・デジタル音声信号のプリエンファシスは用いない。

(3) タイムコード: 表示パターンの開始点から最終映像終了点まで連続したタイムコード (LTC) が収録されていること。ドロップフレーム (DF) を使用すること。

〈提出するメディアの収録フォーマット〉

	収録始め	放送開始点	放送終了点	
映像	基準信号 (カラーバー)	表示パターン	放送内容の冒頭映像	放送内容映像 (9分以内)
音声	1kHz0VU (モノラル)	無音又は スタジオ音	放送内容音声 (モノラル・9分以内)	放送内容の最終映像

下部の図は、各セグメントの持続時間（秒）を示す。左側の矢印は「40～60 秒」、中央の矢印は「10 秒～20 秒」、右側の矢印は「5 秒」、右端の矢印は「15 秒」である。

〈提出するメディアの収録フレーム〉

提出メディアの内容は、16:9のハイビジョンフレーム(1080i)で制作する。

〈注意〉

放送は、提出されたメディアからtvkの放送用メディアにコピーして行う。

本技術基準は選挙ごとに見直すことがあります。事前にtvkにお問い合わせください。

政見放送提出メディア確認シート

令和8年 月 日

党名	神奈川県
政見放送担当責任者	
制作会社	技術担当者
	電話

(1)メディアの種類

Aディスク Bディスク

(2)内容時間

分 秒

(3)収録技術内容

※映像セットアップ	有	無
※音声モード		
※平均ラウドネス値		LKFS
※基準信号	分	秒
※表示パターン	分	秒
※冒頭映像	分	秒
※音出	分	秒
※映像残し	分	秒

メディア障害

無

有 (キズ・DO・その他)

特記事項

上記のとおり相違ありません

政見放送担当者	制作技術担当者	tvk責任者	tvk技術

令和8年2月8日執行

衆議院神奈川県小選挙区選出議員選挙

政見放送録画日程決定票

令和8年 月 日

神奈川県

候補者届出政党の名称

政見放送担当責任者氏名

殿

連絡先

(電話)

(内線)

政見放送の録画を下記の通り実施します。

記

()録画日時 ディスク	令和8年	月	日()	午前	時	分集合
()録画日時 ディスク	令和8年	月	日()	午前	時	分集合

収録場所:tvkスタジオ

備考

- 定めた日時および場所においてにならない場合は、政見を放送できないことになりますからご注意ください。
- 政見の録画に必要な時間は、録画方法により多少変わりますが、打ち合わせ、メイクで30分、スタジオでの収録時間はリハーサルを含み1回45分以内、合計1時間15分程度必要となります。
- 録画した後の内容の変更はできません。
- 政見放送の日時は選管から政見放送の日時を定めるくじ終了後通知されます。
- 録画にお出でになる時はこの決定票をご持参ください。
- 録音物使用申請書を提出された出席者の政見放送の音声は、録音用原稿を朗読し録音したものを再生して収録します。

政見放送録画日時

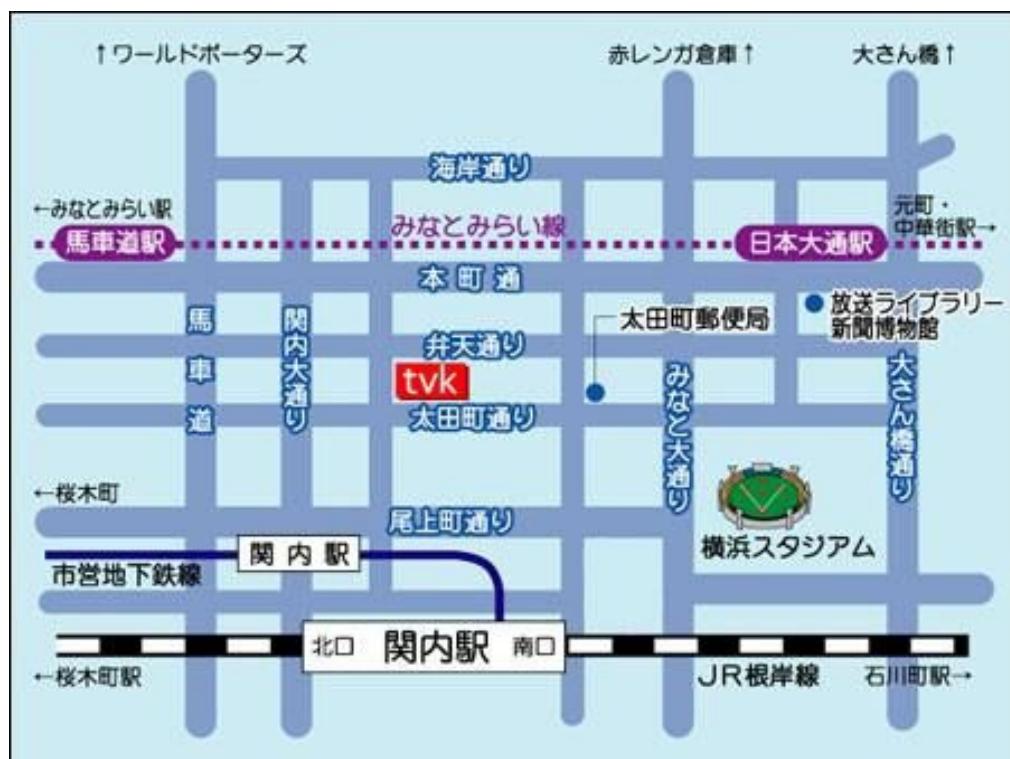
tvkスタジオ	
録画日時	政党名
1月24日 (土)	①
	②
	③
1月25日 (日)	①
	②
	③

テレビ神奈川(tvk)

〒231-8001 横浜市中区太田町2-23 MBCビル4階

TEL 045-651-1711(代表) 045-651-1182(報道部直通)

徒歩:みなとみらい線 馬車道駅・日本大通駅 JR 関内駅より徒歩5分



土日祝のご来場は夜間通用口からの入館になります。

夜間通用口は、太田町通り側になります。

連絡先は報道部直通までお願ひいたします。